

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(15) 専門看護等手当

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(専門看護等手当)

第17条 専門看護等手当は、公益社団法人日本看護協会から専門看護師又は認定看護師として認定を受けた看護師が、命令を受けてそれぞれ認定を受けた専門看護分野に係る業務（次項において「専門看護業務」という。）又は認定看護分野に係る業務（次項において「認定看護業務」という。）に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、次に掲げる額とする。

(1) 専門看護業務 日額 3,000円

(2) 認定看護業務 日額 2,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第17条の規定は、施行日以後に命令を受けて従事した専門看護業務又は認定看護業務について適用する。